

～受給資格期間短縮について～

日	時	① 平成29年2月18日(土) 10:00～12:00 ② 平成29年2月25日(土) 10:00～12:00
場	所	
対	象	者
担	当	社会保険労務士 中島隆史 (沖縄県社会保険労務士会会員) (オフコース障害年金プラザ代表) http://www.offcourse-plaza.jp/

※平成29年2月現在での情報に基づいて作成しています

受給資格期間25年以上→10年以上へ 要件緩和の理由

- 国民の安心につながる所得の引き上げが必要。消費の底上げが狙い
- 諸外国と比較して受給資格期間（最低加入期間）が非常に長いという批判への対応

国名	最低加入期間
アメリカ	10年
ドイツ	5年
イギリス	10年(1951.4.6～生まれ)
フランス	3か月
韓国	10年

受給資格期間25年以上→10年以上へ 要件緩和の理由2

- 納付した保険料を年金給付にできるだけ結びつける（掛け捨て防止）
- 後納制度により保険料を最大10年分納付した被保険者に対する期待権を実行に移す
（当初は、平成27年10月1日から10年以上でOKになるはずだった）

具体的な周知・広報は？

- 新たに受給権が発生する方へ年金請求書を送付していく。封筒の色は「黄色」になる
- 封筒右上には「短縮」と表示をし、要件緩和であることを区別できる
- 平成29年2月末より、無年金者のうち、10年以上要件に該当する方へ請求書を送付する
- 年齢の高い方から順に送付する。
- 大正15年4月1日以前生まれの方（旧法該当者）も対象である

具体的な周知・広報は？2

- 現在10年に満たないが、任意加入や後納制度、合算対象期間を含めると10年以上に該当する方については、別途お知らせ文書を送付する。
- 受付は、平成29年8月1日を待つことなく、請求書封筒が送付され次第、いつでもOKである。添付書類（住民票等）も8月1日を待たずに取得してよい。
- 受給権発生は平成29年8月からだが、実際の支払いは翌9月分からである。そのため初回の年金振込日は10月13日（金）である。

要件緩和後の見通し

- 新たに年金を受け取ることができる方は約64万人である
- 要件緩和による新たに受給権者になる方の平均老齢年金額は、月額2万円と予想される
- 年金事務所の窓口の混雑が予想される
(現在毎月約12万人が老齢年金の請求をしています。64万人につき、5回に分けて請求書を送付していくので、単純に混雑が倍になると予想されます)
- 平成29年8月1日以降でも、10年以上の要件を満たさない無年金者は約26万人と見込まれている。

要件緩和後の見通し2

- 一方、60歳未満の方については、任意加入等を利用することで10年以上の要件を満たすことが可能になるので、今後無年金者が発生するケースがほとんどなくなる。
(確信犯的に未納の方を除く)
- 消費税率10%の適用開始は、平成31年10月1日である

要件緩和後の問題点

- 10年納付すれば、もう納付しなくてよいと誤解される
- 生活保護との調整がかかるが、優先順位はまず年金であり、不足分につき支援を行うという考え方を理解してもらえるか？
(自治体からも年金請求の勧奨が行われる)
- 老齢年金のみで生活資金が賄える可能性が非常に低い。そのため年金生活者支援給付金の手続きが欠かせない (ただし実施は消費税10%適用時である平成31年10月から)

要件緩和後の問題点2

- 遺族年金の**長期要件**は、25年以上の保険料納付済期間+保険料免除期間が必要で変化なし。相談を受ける際に注意が必要
- 国民年金の後納制度は平成30年9月をもって廃止される。保険料は早めに納付する
- 要件緩和につけこんだ詐欺に注意する
- ご高齢の方の年金請求手続きは、本人が自分で行うことが困難。周りの支援が必要

受給資格要件のパターン

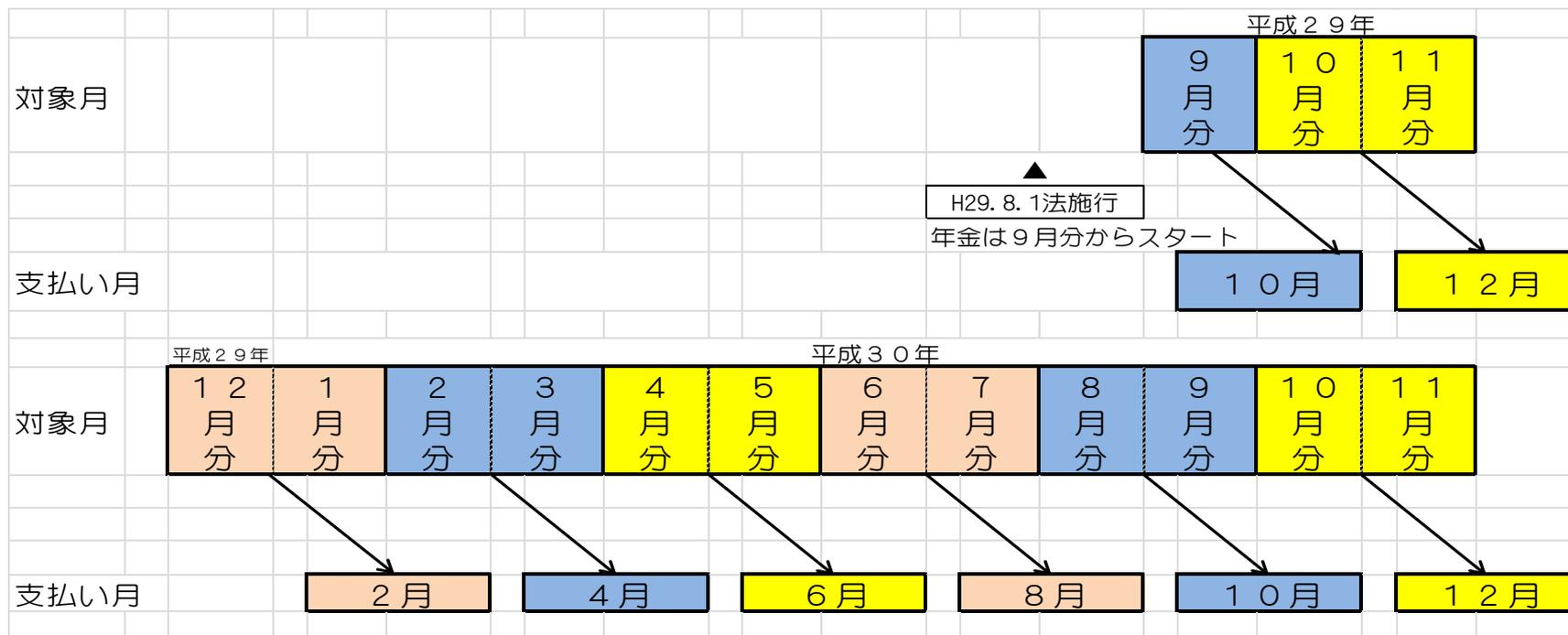
	0年	5年	10年	15年	20年	25年~	受給権の有無	
							老齢年金	遺族年金 (長期要件)
パターン1	▼ 保険料納付済期間+保険料免除期間						○	○
パターン2	▼ 保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間						○	○
パターン3	▼ 保険料納付済期間+保険料免除期間						X→○	X
パターン4	▼ 保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間						X→○	X
パターン5	▼ 保険料納付済期間+ 保険料免除期間+ 合算対象期間						X	X

※平成29年8月1日からの遺族年金の長期要件

- ① 老齢年金の受給権者(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間が25年以上である者)が死亡したとき
- ② 老齢年金の受給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間が25年以上ある者の死亡に限る)を満たした者が死亡したとき

年金の支払いについて

(平成29年8月より受給資格期間10年以上に法改正)



- 年金受給資格期間がそれまでの25年以上→10年以上に短縮になりますが、その実施時期は平成29年8月1日です。年金は平成29年9月分から支給開始ですので、同年10月15日に、まず1か月分年金が支給されます。
- 平成29年12月からは、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月15日に支払われます。15日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる場合は、その直前の営業日に支払われます。